

女性活躍推進法に基づく第2次行動計画の策定について

2021年7月12日

(株)神戸製鋼所

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会の実現を目的として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）が2016年4月1日より施行されました。企業は、この法律に基づき自社の女性の活躍に関する状況分析、課題分析およびそれらを踏まえた行動計画を策定することとなっています。

当社の第1次行動計画の計画期間が終了し、新たに第2次行動計画を下記の通り策定しました。

第2次行動計画

1. 計画期間

2021年4月1日から2024年3月31日まで（3年間）

2. 当社の課題

- (1).女性総合職・基幹職技能系の採用数が少ない。
- (2).若年層（入社10年目まで）の退職が多い。
- (3).組織を超えたコミュニケーションが十分でない。

3. 目標と取り組み内容

目標1 新卒採用における女性の採用比率を以下の通りとする。

総合職：事務系 50%以上、技術系 15%以上、基幹職技能系：15%以上

<取り組み内容>

○総合職

- ・女性学生向けセミナーの実施
- ・オフィシャルHP・パンフレットなど周知媒体の充実

○基幹職技能系

- ・各事業所の実態把握、課題抽出を行い、対策を検討・実行
- ・女性を配属できるラインの整備

目標2 入社10年目までの女性社員の退職率の低減（15%未満）

<取り組み内容>

- ・キャリアイメージの提示（人事評価のFB、ロールモデルの紹介など）
- ・社員意識調査で現状の課題把握、課題に対する対策実行
- ・ワークライフバランスに関する取り組み継続（在宅勤務、両立支援）

目標3 組織を超えたコミュニケーションの活性化（社員意識調査スコア向上）

<取り組み内容>

- ・コミュニケーション活性化に資する研修の実施
- ・固定的性別役割分担意識の改善
- ・社内ネットワークの活性化

以上